

令和4年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	対応 ※一部対応含む
緑	1	都市計画道路の整備促進	1 長津田駅南口線の用地取得及び本格整備 2 山下長津田線(鴨居地区)の用地取得及び整備着手 3 中山北山田線(中山地区)の早期事業化	道路局	○
緑	2	中山駅周辺の一体的なまちづくりの推進	1 再開発事業の早期完成に向けた着実な支援 2 再開発事業やバリアフリー基本構想の進捗にあわせた街づくり協議指針の見直し検討	都市整備局	○
緑	3	県内で唯一現存する戦中期の木造校舎の「地域のシンボル」「初等教育の原点」としての次世代への継承	1 耐震補強工事等の実施に向けた方針の策定 2 財産所管換え及び横浜市公共施設管理基本方針に基づく施設の適切な保全・更新等の推進 3 学校跡地を活用した地域スポーツ広場の実態に即した要綱の新設 4 保存活用計画の策定(策定費)	市民局	○
緑	4	緑区役所東側出入口への屋根(庇)設置	駐車場と区庁舎との間にある通路への屋根(庇)設置(工事費)	市民局	○
緑	5	新しい生活様式普及推進事業 (パソコン・スマホ操作初級レベル普及の向上を目指して)	地域でICT化を促進している団体向けの補助金制度の創設	デジタル統括本部	○
緑	6	自治会町内会ICT活用モデル事業の実施	1 自治会町内会において恒常的にオンライン環境を利用できるための機器の補助 2 整備を行う自治会町内会への接続、トラブル対応等ICTに関するアドバイザーの派遣	市民局	○
				デジタル統括本部	○
緑	7	緑区役所屋上の活用による太陽光発電設備の導入	緑区庁舎及び隣接する公会堂の屋上におけるPPA事業の実現に向けた技術的支援	温暖化対策統括本部	○
緑	8	緑区役所の緑化推進	プランター設置による中低木の植樹	環境創造局	○

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局	緑区		区政推進課		
		担当者名	木村	TEL	930-2217	
		共通区				
		継続年数	5年			
提案種別		予算関連				
番号	項目					
1	都市計画道路の整備促進					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>①都市計画道路長津田駅南口線 歩行者と車両の動線が交錯するなど危険かつ利用しづらい駅前広場において、平成14年度に事業着手し平成28年度に暫定整備を行っています。令和3年度は仮設の歩行者動線が確保されるなど進捗が見られるものの、引き続き整備が必要となっています</p> <p>②都市計画道路山下長津田線（鴨居地区） 平成22年3月に西側区間が開通して以降整備が止まり、鴨居駅前の混雑や住宅地への通過交通流入等が長期間改善していない状況です。令和3年度は側道の整備着手がされる予定ですが、今後も着実な整備が求められます。</p> <p>③都市計画道路中山北山田線（中山地区） 優先整備路線のうち令和2年度頃までに事業着手する優先着手区間であるとともに、踏切安全対策実施計画の自動車対策に位置付けられている路線です。</p>						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）						
◇区民からの具体的な要望						
<ul style="list-style-type: none"> ・事業中の路線について、早期完成を望む意見が連合自治会等から出されているとともに、近隣住民から区役所への問合せ、広聴意見も多く寄せられています。 ・優先整備路線の見直しに関する意見募集において、山下長津田線（鴨居地区）の早期完成、中山北山田線（中山地区）の早期事業着手を望む意見が出されています。 						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。						
都市計画マスタープラン・緑区プラン「緑区まちづくり計画」 ・「暮らしの環境」づくりプラン-交通施設整備の方針-（まちづくり方針）幹線道路網の整備 ・「まちの要」づくりプラン-長津田駅周辺、鴨居駅周辺、中山駅周辺のまちづくり方針						
◇提案内容・概算額等						
①都市計画道路長津田駅南口線 用地取得及び本格整備（用地取得費、設計費、工事費） ②都市計画道路山下長津田線（鴨居地区） 用地取得及び整備着手（用地取得費、設計費、工事費） ③都市計画道路中山北山田線（中山地区） 早期事業化（測量設計費）						
◇参考：区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課	①②道路局建設課、③道路局事業推進課、企画課					

◆局回答内容

道路局		建設課、事業推進課、企画課	
担当者名	北川、入野（建設） 関野、原（企画） 小川、酒井（事業）	TEL	671-3526（建設） 671-3539（建設） 671-2777（企画） 671-3533（事業）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	長津田駅南口線について、早期に整備できるよう用地取得を進めます。（建設課） 山下長津田線（鴨居地区）については、用地交渉や、側道整備工事等を行います。（建設課） 平成28年3月に公表した「都市計画道路の優先整備路線」において、中山北山田線（中山地区）は優先的に事業着手する先行着手区間としており、事業用地の先行取得路線として位置づけています。整備にあたっては、国費の確保や鉄道横断部等の検討が必要となるため、関係部署と連携しながら事業化に向け検討していきます。（事業推進課、企画課）
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局
------	-------

緑区		区政推進課、緑土木事務所	
担当者名	木村	TEL	930-2217
共通区			

継続年数	2年
------	----

提案種別	
制度関連	

番号	項目
----	----

2 中山駅周辺の一体的なまちづくりの推進

◇地域の課題、基礎データ等

- ・明治41年の駅開業時から南口前には商店が建ち、昭和47年に緑区総合庁舎が整備されたのをはじめとして、多くの施設が立地しています。
- ・駅前では区最大の商店街が形成されているほか、多くのバス路線が発着しています。
(南口約400便/日、北口約250便/日が発車)
- ・北口側は昭和62年に区画整理事業が完了した後、街づくり協議指針に基づいた壁面後退により、豊かな歩行者空間の確保を誘導しています。
- ・南口側は平成31年2月に市街地再開発事業等の都市計画決定がされ、駅前広場、道路の整備による交通問題の大幅な改善が期待されています。
- ・再開発事業区域外の商店街や市民利用施設へも安全に移動できるような歩行環境の整備が必要です。
- ・商店街背後の住宅地では、木造住宅が狭い道路に面して建ち並んでおり、防災・防犯上の課題があります。
- ・電線地中化や雨水排水施設の整備、バリアフリー基本構想の策定など駅周辺での事業予定が複数あり、相互の整合を図ることや地域や利用者に分かりやすく情報提供する必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

- ・中山駅南口地区街づくり基本構想策定(平成10年)
- ・再開発事業の早期完成や南口周辺の歩行環境の向上
- ・中山駅南北の移動の円滑化 など

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・都市計画マスタープラン緑区プラン「緑区まちづくり計画」
- ・「まちの要」づくりプランー中山駅周辺のまちづくり方針
- ・中山駅南口バス経路変更(平成28年3月)

◇提案内容・概算額等

- 1 再開発事業の早期完成に向けた着実な支援
- 2 再開発事業やバリアフリー基本構想の進捗にあわせた街づくり協議指針の見直し検討

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課 都市整備局市街地整備推進課

◆局回答内容

都市整備局		市街地整備推進課	
担当者名	小張、鈴木	TEL	671-3513

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業については、着実な実施に向け、引き続き積極的な支援を行っていきます。また、再開発事業やバリアフリー基本構想策定の進捗に合わせ、中山駅周辺地区のまちづくりの方向性の検討を区役所とも連携を図りながら進めます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名 市民局

緑区 区政推進課・地域振興課
担当者名 木村、田村 TEL 930-2217
共通区

継続年数 2年

提案種別
予算・制度関連

番号 3 県内で唯一現存する戦中期の木造校舎の「地域のシンボル」「初等教育の原点」としての次世代への継承

◇地域の課題、基礎データ等

【基礎データ・現状】
・昭和61年3月の旧山下小学校分校の廃校にあたり、横浜市立学校で唯一現存する木造校舎の保存活用及び地域の集会所として、平成元年4月に山下地域交流センターが開館しました。
・この建物は、第二次世界大戦中の昭和17年に建築された山下国民学校（現：山下小学校）の2階建て木造校舎で、県内で唯一現存する戦中期の木造校舎です。階段や小屋組み・柱・梁などに当初材が多く残っており、門柱や門扉も廃校前のものが現存しています。
・昭和61年3月の山下小学校分校の廃校まで44年間に渡って山下地区の方々を通った学び舎であり、平成元年以降は地域の活動拠点「山下地域交流センター」として、周辺住民に長く親しまれてきた地域のシンボルです。
・現在は、大小の会議室や図書室、郷土資料室、調理室、スポーツ広場を有し、地域の集いの場として年間約18,000人が利用しており、総合型地域スポーツクラブや地域ボランティアバスの拠点にもなっています。郷土資料室は、地域から寄贈された昔の農機具等の貴重な品物が展示され、近隣小学校が地域学習として来館しています。スポーツ広場は、自治会の盆踊りやこども園の運動会など地域行事等でも利用され、地域の貴重な広場空間です。

【課題】
1 平成29年度に財政局管財課が実施した耐震診断において耐震性の不足が指摘され、今後も市民が安全に施設を利用するために早急な耐震補強工事等が必要です。
2 平成27年の包括外部監査において、当該土地を含む財政局所管の未利用地が「事業時期未定の土地について、適正な利用が求められる」と指摘されており、事業所管局区への財産所管換えが必要です。
3 山下地域交流センターは市街化調整区域に立地しており、地区センター条例に基づく施設は既に充足しているほか公園や文化施設、博物館等も現状の利用実態に合わないため、現状の「地域の集会所」以外では活用できません。
4 令和元年8月の文化庁の視察では「国の登録有形文化財として価値がある」との見解が示され、都市部に残る貴重な歴史的建造物の保存・活用が求められています。また、国登録有形文化財として公開活用の安全性確保に必要な耐震補強工事等を実施する場合は、保存活用計画を策定することで国庫補助金を活用することができます。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
8 その他

◇区民からの具体的な要望

・山下連合自治会、山下地域交流センター管理運営委員会からの申請により、令和2年10月30日に「旧山下小学校 木造校舎・校門」を緑区遺産に登録しました。
・令和2年12月15日に改定された「山下地区安全・安心まちづくりプラン（市認定地域まちづくりプラン）」では、山下地域交流センターの耐震化や活用促進を目標の1つに掲げています。
・令和4年の山下小学校創立150周年（横浜市学校沿革誌上で市内最古の小学校）に向けた支援を求められています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

・平成元年の開館以来、横浜市広場・はらっぱ要綱に基づく地域スポーツ広場として、財産を所管する財政局から緑区が使用承認を受け、地域住民からなる管理運営委員会と覚書を締結するとともに運営費の補助等を実施し、地域と一緒に施設を運営しています。
・建物の保存活用を進めるため、令和元年度から既存資料の整理や法令上の諸条件の確認、現地調査等を実施するとともに、令和3年度は木造校舎の特徴を生かした活用と管理運営についての検討を地域と一緒に実施しています。
・令和2年度からアートによる緑区の魅力発信事業の会場として、資料室の黒板や農機具等を活用したアート作品を制作・展示したほか、令和3年度は子どものまちづくりイベントの会場に選定し、多くの子どもたちが来館しました。

◇提案内容・概算額等

- 1 耐震補強工事等の実施に向けた方針の策定
耐震補強工事等の実施に向けては、平成元年の方針を変更することになるため、緑区と市民局が主体となって、これまで実施した調査等の結果を踏まえた事業全体のスキーム等を整理し、経営会議を経て新たな方針を策定します。
2 財産所管換え及び横浜市公共施設管理基本方針に基づく施設の適切な保全・更新等の推進
平成29年の包括外部監査での指摘を解消するため、霧の里や他の市民局所管施設と同様に緑区への財産所管換えを行うとともに、市民局及び緑区の長寿命化推進統括管理責任者（ストックマネージャー）が施設の適切な保全・更新等を推進します。
3 学校跡地を活用した地域スポーツ広場の実態に即した要綱の新設
横浜市広場・はらっぱ要綱は、遊休地や未利用の公有地を対象としています。山下地域交流センターは校舎の一部を活用して建物が現存しているため、実態に即した要綱を市民局において新設します。
4 保存活用計画の策定（策定費）千円
緑区運営方針の基本目標「次世代につながるまちづくり」の推進に向けて、歴史的な木造校舎を活用して多くの子どもたちが地域の歴史や文化等を学び、身近な自然や農などを感じる場とするため、保存活用計画を策定します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課 市民局地域施設課

◆局回答内容

市民局 地域施設課
担当者名 日下野、加藤阿野、志村 TEL 671-2086

対応の有無 対応する
対応する場合 ◇対応の内容
保存活用計画の策定費については、予算計上します。区においては、早期に経営会議に諮れるよう、引き続き関係局との協議調整を行ってください。
◇課題に対する局の考え方
対応しない場合 ◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局
------	-----

緑区		総務課	
担当者名	芳賀・田崎	TEL	930-2207
共通区			

継続年数	2年
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項	目
----	---	---

4	緑区役所東側出入口への屋根(庇)設置	
---	--------------------	--

◇地域の課題、基礎データ等

区役所駐車場と区庁舎間にある通路（東側出入口までの通路）に屋根（庇）がなく、雨の日は車椅子の方やベビーカーを使用されている方にとって大変不便であり、毎年区役所へのご意見として雨よけを設置してほしいとの強い要望を受けています。また、駐車場側出入口付近スロープが雨で濡れて高齢者や障害者の方が転倒する危険性が高い状況です。雨の日でも安全で利用しやすい区役所にするため、屋根の設置は早急に対応すべき課題です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

駐車場と区庁舎との間にある通路へ屋根（庇）を設置してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・令和3年度予算見積（下調）を建築局営繕企画課に依頼し、令和2年8月に見積額の提示あり。
- ・屋根が設置されるまでの暫定措置として、駐車場・区庁舎間の移動用傘を貸出し（令和2年6月から）
- ・令和3年度は区局連携促進事業を活用し、屋根（庇）設置工事に伴う実施設計業務委託を実施（履行期限：令和4年3月）

◇提案内容・概算額等

令和3年度の実実施設計業務委託に基づき、建築局へ事業執行調書を提出し、令和4年度設置工事を行う。
 ・概算額：設置工事 ■■■■■ 千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	市民局地域施設課
------	----------

◆局回答内容

市民局		地域施設課	
担当者名	日下野、阿野、志村	TEL	671-2086

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 屋根設置にかかわる工事費については、予算計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	デジタル統括本部	緑区		地域振興課	
		担当者名	佐藤	TEL	930-2237
		共通区			
		継続年数		新規	
提案種別					
予算関連					
番号	項目				
5	新しい生活様式普及推進事業(パソコン・スマホ操作初級レベル普及の向上を目指して)				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>1. 緊急かつ迅速な情報提供、広報のためにはホームページやSNSなどによる発信が必要となりますが、特に高齢者はパソコン、スマホの操作に慣れていない市民が多い状況です。</p> <p>2. ワクチン接種予約をはじめとした行政手続について、パソコンやスマホを利用していない人は予約手段が電話に限定され、不利な状況です。</p> <p>3. 令和3年9月にはデジタル庁が発足され、デジタル化から取り残される住民がいないようにしなければならず、デジタル弱者対策は国全体の喫緊の課題です。</p> <p>【基礎データ】</p> <p>①令和3年3月31日現在、緑区の60歳以上の人口は53,585人</p> <p>②緑区の60歳以上のスマホ利用者は28,936人(60歳以上の54%)と推定</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()					
◇区民からの具体的な要望					
緑区市民活動支援センター「みどりーむ」や各地区センターで実施しているパソコンやスマホ教室は盛況であり、教室に通う人からは、学ぶ機会を増やしてほしい要望があります。					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
<p>1. 令和3年度緑区運営方針の取組として、ICT等を活用した地域力の推進があります。地域の課題解決や魅力づくりに向けICTを活用しながら、自主的活動への支援・地域活動担い手の育成・新しいつながりづくりの創出へ向け、Web会議による講座の開催等を支援します。</p> <p>2. 緑区市民活動支援センター「みどりーむ」や区内地区センターにおいて、ICT化を促進している区内のNPO法人が定期的にパソコンやスマホ教室を実施しています。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域でICT化を促進している団体向けの補助金制度の創設。 ICT講習の充実を図り、出張講習も含め受講者の学ぶ機会を増やし、令和8年度までに60歳以上スマホ利用率70%以上(37,509人)を目指します。 <p>【概算額】講習費用 4,500千円</p> <p>【60歳以上スマホ利用者】令和3年度：28,936人(54%) → 令和8年度：37,509人(70%) 約8,500人増</p> <p>【受講者】令和4年度～8年度 各年度1,700人(計8,500人)</p> <p>【期待できる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急かつ迅速な情報提供、広報のためにはホームページやSNSなどによる発信が可能になります。 スマホ普及率が高まり、見守り機能として充実することで、地域の安全安心につながります。 キャッシュレス決済が普及すれば接触機会が低減し、感染症予防につながります。 					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	デジタル統括本部企画調整課				

◆局回答内容

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	堂前	TEL	671-2130

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 デジタルデバイス解消に向けた取組は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進める上で非常に重要であると考えていますので、この趣旨を踏まえ、令和4年度から各区の取組を対象とした支援を行います。対象とする事業は区からの応募に基づき選定していくことを想定しています。 令和4年度は、他区の参考になるもの、地域の担い手づくりや地域活動団体・企業・学校等の連携、地域の見守りにつながるものを支援していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	市民局・デジタル統括本部
------	--------------

緑区		地域振興課	
担当者名	河合	TEL	930-2232
共通区	保土ヶ谷区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
6	自治会町内会ICT活用モデル事業の実施
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>新型コロナウイルスの影響で、昨年度から自治会町内会を始めとする地域活動団体の行事、会合、日常の活動の多くが実施できない状況となっています。</p> <p>個々の住民が孤立しがちな状況で地域の絆が今まで以上に必要とされる中、自治会活動を継続していくためには、Web会議等の利用など新しい活動スタイルを取り入れていくことが喫緊の課題となっています。</p> <p>地域においても、令和2年度に市民局が募集した「自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」では、緑区11連合自治会中8団体の応募があったことや、緑区市民活動支援センターや各地区センターで開催しているIT講習会等では毎回多数の参加者があるなど、ICT活用の機運は高まりつつあります。</p> <p>【基礎データ】</p> <p>ICTを活用した取組を行っている自治会 12自治会（令和2年度 緑区）</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書）	
◇区民からの具体的な要望	
令和2年度に市民局の実施した「横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」によると、緑区内の複数の自治会から今後ICTの取組を行ってきたい、ICT化が課題という声が上がっています。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
令和3年度の緑区運営方針では「ICT等を活用した地域力の推進と市民活動の支援」という項目を設け、地域の課題解決や魅力づくりに向けICTを活用しながら、自主的な活動への支援や地域活動の担い手の育成のため、Web会議による講座等の開催を支援することとしています。	
◇提案内容・概算額等	
<p>○提案内容：「自治会町内会ICT活用モデル事業の実施」</p> <p>すべての自治会町内会が高齢化の進展やコロナ禍以降の新たな生活様式に対応し円滑かつ活発な活動を行えることや若い世代が自治会活動へ参加しやすくなるよう、ICTを効果的に活用した事例を構築するために、自治会町内会と区役所とが一体となってICT化に取り組みモデル事業を試行実施します。なお、事業の有効性を見極めるため、2カ年の試行実施とします。実施結果について検証を行い、効果的と認められる場合には本格運用について改めて提案します。</p> <p>【関係局への提案】</p> <p>自治会町内会において恒常的にオンライン環境を利用できるための機器の補助整備を行う自治会町内会への接続、トラブル対応等ICTに関するアドバイザーの派遣</p> <p>※概算額：100万円</p> <p>※区は自治会内で生じた運用上の課題に対し適宜助言を行うなど円滑な運用に向け積極的に支援を行います。また導入と活用の経緯をまとめ、今後、他の自治会町内会が円滑にICT化に取り組める事例として紹介します。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	市民局地域活動推進課・デジタル統括本部企画調整課

◆局回答内容

市民局		地域活動推進課	
担当者名	中野（市民局地域活動推進課）	TEL	671-2317（地域活動推進課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>コロナ禍において大きく生活様式が変わる中、地域（市民）活動の継続にはICTの活用が有効と考えます。一方で、デジタルディバイド対策が課題となっており、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めることが非常に重要です。この趣旨を踏まえ、デジタル統括本部と連携し、令和4年度から各区の事業企画を募り、支援を行います。対象事業としては、他区の参考になるもの、地域の担い手づくりや地域活動団体・企業・学校等の連携、地域の見守りにつながるものを想定しています。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	堂前（デジタル統括本部企画調整課）	TEL	671-2130（企画調整課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>コロナ禍において大きく生活様式が変わる中、地域（市民）活動の継続にはICTの活用が有効と考えます。一方で、デジタルディバイド対策が課題となっており、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めることが非常に重要です。この趣旨を踏まえ、市民局と連携し、令和4年度から各区の事業企画を募り、支援を行います。対象事業としては、他区の参考になるもの、地域の担い手づくりや地域活動団体・企業・学校等の連携、地域の見守りにつながるものを想定しています。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	温暖化対策統括本部
------	-----------

緑区		総務課	
担当者名	芳賀・田崎	TEL	930-2207
共通区			

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
7	緑区役所屋上の活用による太陽光発電設備の導入

◇地域の課題、基礎データ等

横浜市地球温暖化対策実行計画において、2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を本市の目指す姿（ゴール）と位置付けています。脱炭素化の実現に向けて、緑区役所の屋上を活用し、公共建築物の省エネ対策（再生可能エネルギーの導入）を推進する必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（庁舎屋上の有効活用）

◇区民からの具体的な要望

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

小中学校に導入する、屋根貸し自家消費型スキームによる太陽光発電設備導入事業（P P A事業）について、同様の取組の実現に向けた相談・調整を所管局と実施（令和3年6月～7月）

◇提案内容・概算額等

緑区庁舎及び隣接する公会堂の屋上におけるP P A事業の実現に向けた技術的支援（令和4年度公募、令和5年度事業開始を想定）

- ・構造計算書、電力使用量等を踏まえた実現性の判断
- ・事業者の選定におけるプロポーザル評価、仕様書等の作成支援
- ・その他、安定的な事業実施（立ち上げ）に向けた支援

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	温暖化対策統括本部プロジェクト推進課
------	--------------------

◆局回答内容

温暖化対策統括本部		プロジェクト推進課	
担当者名	名取大嶋	TEL	671-4155

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 P P A事業の実現に向けた技術的支援 ・構造計算書、電力使用量等を踏まえた実現性の判断への支援 ・事業者の選定におけるプロポーザル評価、仕様書等の作成支援 ・その他、安定的な事業実施（立ち上げ）に向けた支援
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局
------	-------

緑区		総務課	
担当者名	芳賀・田崎	TEL	930-2207
共通区			

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

8	緑区役所の緑化推進
---	-----------

◇地域の課題、基礎データ等

公共施設での緑の創出は、横浜みどりアップ計画において『計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる』の「まちなかの緑の創出・育成事業」に位置付けられています。
多くの区民が訪れる区庁舎において、区民が実感できる緑を作り、区民に親しまれる庁舎にするとともに、脱炭素化にも寄与する取組が求められます。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（庁舎内スペース（ライトコート）の有効活用）

◇区民からの具体的な要望

緑区は市内の区別緑被率第1位であり、区民が日常的に目にする緑への関心も高いため、区庁舎においても更なる緑化が求められます。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

・区運営方針では基本目標「次世代につなぐみんなにやさしいまち『ふるさとみどり』」を掲げ、目標達成に向けた柱の一つ「みどりの魅力あふれるまち」に沿って各種自主事業を展開
・区づくり推進費での事業に加え、環境創造局「公共施設・公有地での緑の創出・育成事業」の活用による事業の拡充検討

◇提案内容・概算額等

緑区庁舎前広場等において、植栽や花壇を整備し、訪れる区民に親しんでいただいておりますが、庁舎内でも緑に親しめる空間を創出することで、区庁舎の更なる魅力向上につながり、ひいては本市が目指す脱炭素化の実現に寄与することとなります。
そのため、これまで十分に活用されていなかった区庁舎4階のライトコート（中庭）での緑化を進めます。
・プランター設置による中低木の植樹：■■■■千円

事業の実施主体は緑区であり、環境創造局には上記の緑創出に係る予算を要望します。今後の維持管理費は緑区で確保していきますが、質の向上を図るための作業（剪定等）については、緑の育成事業の予算を要望します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	環境創造局みどりアップ推進課
------	----------------

◆局回答内容

環境創造局		みどりアップ推進課	
担当者名	高村	TEL	671-3447

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 引き続き当局事業の区配として負担します。創出した翌年度以降、通常の維持管理費は区で負担、質の向上を図る維持管理費は局で負担します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題